

医療機関の経営状況についての アンケート結果報告

広島県民主医療機関連合会
広島市南区出汐1丁目3-16
Tel.082-569-7601

1

アンケートの概要

医療機関の経営実態調査（2024年度の診療報酬改定の影響を含む）

- 期間：2024年6月25日～2024年10月31日
- 対象：広島県内の医療機関及び医療団体の1214か所に郵送（広島市外の開業医を除く）
- 調査方法：紙での回答及びQRコードでの回答
- 回答数：85（うち1件歯科）
- 実施機関：広島県民主医療機関連合会
- 回答者の団体名・医療機関名等：任意記載

2

設問

1.2024年度診療報酬改定の影響について

- 1-1 2024年度診療報酬改定の影響はありますか
- 1-2 2024年度改定で新設されたベースアップ評価料や、基本診療料の改定は政府目標の2年間で4.5%の処遇改善をおこなうために十分ですか。

2.経営の現状について

- 2-1 各年度の経営利益について該当するものに○を付けて下さい
- 2-2 資金繰りの状況について、該当するものに○を付けて下さい
- 2-3 金融機関等からの借入金年間返済額はおおむね年収の何%ですか
- 2-4 病院の建替えやリニューアルの予定がありますか

3

設問

3.医療従事者の体制について該当するものに○をつけて下さい

- 3-1～3-5 医師、看護師、薬剤師、看護補助者、その他の医療従事者（コメディカル、事務等）

4.医療機関の経営を安定させるためには何が必要か。お考えをお聞かせ下さい。 (国、自治体への要望・医療機関の課題等)

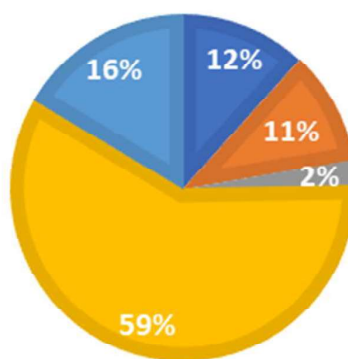
4

1.2024年度の診療報酬改定の影響について

- 1-1. 2024年度診療報酬改定の影響はありますか。

表1：2024年度診療報酬改定の影響

- ①増収増益
- ②増収減益
- ③減収増益
- ④減収減益
- ⑤変わらない



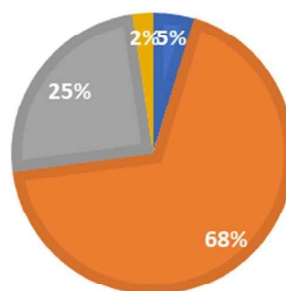
5

1.2024年度の診療報酬改定の影響について

- 1-2. 2024年度改定で新設されたベースアップ評価料や、基本診療料の改定は政府目標の“2年間で4.5%の職員の処遇改善”を行うために十分ですか。

表6：2024年度改定で新設されたベースアップ評価料や、基本診療料の改定は政府目標の“2年間で4.5%の職員の処遇改善”を行うために十分ですか。

- ①十分
- ②不十分
- ③十分かは不明
- ④無回答

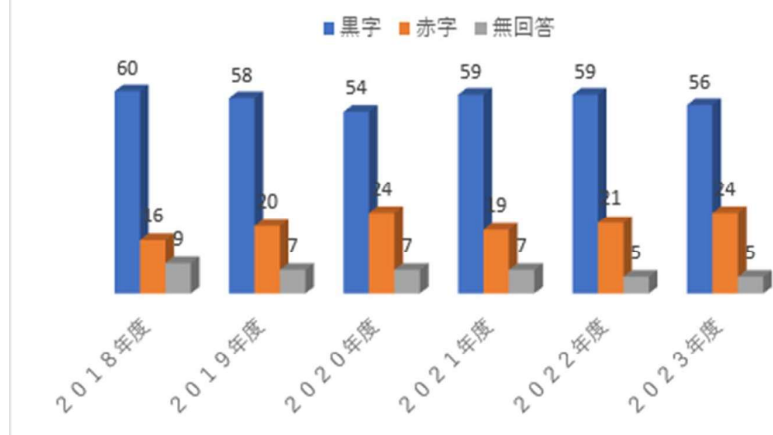


6

2.経営状況について

- 2-1.2018年度～2023年度までの単年度の損益状況（赤字又は黒字）

表2：各年度の経常利益の状況



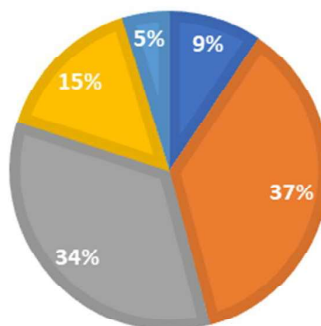
7

2.経営状況について

- 2-2.資金繰りの状況

表3：資金繰りの状況

■①容易 ■②さほど厳しくない ■③やや厳しい ■④厳しい ■無回答



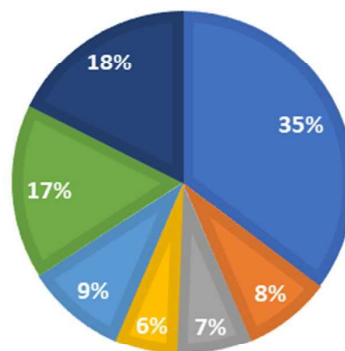
8

2.経営状況について

- 2-3.金融機関等からの借入金返済額はおおむね年収の何%ですか

表4：年収に対しての借入金返済額の状況

■①1%未満 ■②2%未満 ■③3%未満 ■④4%未満
■⑤5%未満 ■⑥5%以上 ■無回答

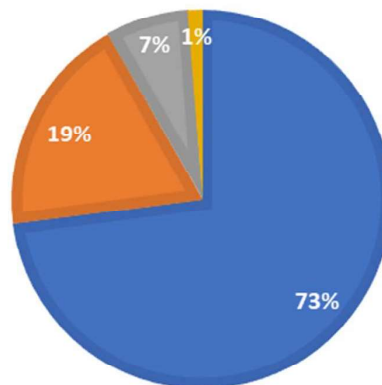


2.経営状況について

- 2-4.建て替えやリニューアルの予定

表5：建て替え・リニューアルの予定

■①予定なし ■②5年以内 ■③6年～10年以内 ■無回答



3.医療従事者の体制について

- ・ 医師、看護師、薬剤師、看護補助者、その他の医療従事者（コメディカル、事務等）

※充足率は、配置していない職種もあるため、各職種の回答数に対して充足していると答えた割合

	充足	不足	充足率
医師	61	23	73%
看護師	53	29	65%
薬剤師	39	18	68%
看護補助者	38	23	62%
その他	55	28	66%

11

4.医療機関の経営を安定させるために何が必要か。考えをお聞かせください。

【人手不足】

- ・ 訪問診療が可能な常勤医師の確保
- ・ 人材不足、看護師含めメディカルスタッフ不足、他業種への流出
- ・ 訪問看護師が不足しています。この1～2年で資金繰りが非常にひっ迫してきました。
- ・ 後継者医師。受診控えとならないような現役世代への慢性疾患治療の補助（今回の改定で自己負担が上がった）

【診療報酬について】

- ・ 診療報酬のプラス改定、医師偏在の解消
- ・ 診療報酬を物価に連動させるしくみが不可欠です。診療報酬改定は2年毎の為、個別の点数改定では物価の高騰に追いつかず、また補助金も単発の為、手間がかかる割に効果が限定的です。現行の「1点10円」制を、毎月等の見直しの物価連動性（例：物価が2%上昇なら1点10.2円）に改正してください。それでも振込みは2ヶ月遅れになります。

12

4.医療機関の経営を安定させるために何が必要か。考えをお聞かせください。

- ・診療報酬の10%アップ（本体のみでの話として）
- ・生活習慣病管理料Ⅱでは今まで484点が468点に減額されています。すべての物価が上昇するなか、診療報酬を下げて人件費を上げるのは無理があります。国は開業医を減らす方向で考えていると思います。
- ・①診療報酬アップ②人材不足（Dr.以外）
- ・せめて人件費、物価の上昇率に合わせた報酬の増額
- ・消費税などの税務に関する補助
- ・安定した収益には再診料の増額が望ましい。医療従事者のベースアップも、非常に煩雑かつ不安定要素の強い加算によるものでない方法が良い。
- ・今の診療報酬のレベルではクリニックの建て替え、改築などの余力が生まれません。
- ・理不尽な査定を禁止
- ・これだけ物価が上昇していて、診療報酬はこれでは取れなくなりました、これも、、と、締め付けばかり。コロナ禍であれだけ苦勞して、市民の皆さんに尽くした医療機関を舐めてるのでしょうか。

13

4.医療機関の経営を安定させるために何が必要か。考えをお聞かせください。

【国や自治体からの支援】

- ・建設費高騰に対する補助金
- ・不採算医療、物価・電気代の上昇、人件費増、消費税転嫁の不可状況を理解いただくことと、これにかかる支援
- ・人件費、経費（物価高）などの費用増に見合う、収益の確保（診療報酬の増）または、医療機関への補助が必要。
- ・現在の新自由主義政治を真の民主主義に変えて社会保障費と公共サービスを充実させるこれにつける。
- ・公立医療機関にはある程度自治体からまだまだ補助が必要。紹介する医療機関が減少してきており心配。
- ・安定した十分な収入 人材紹介料の軽減

【廃業の懸念】

- ・これ以上収入が減り、従業医の給与より院長の給与の方が少なくなれば廃業予定
- ・毎回の診療報酬改定で今後は廃業になる予定。地域医療が崩壊しています。

14

4.医療機関の経営を安定させるために何が必要か。考えをお聞かせください。

- ・現事業規模に相当した人員数を見極めること。病床機能の見直しによる収益向上。
- ・小児科診療所です。少子化のため赤字経営が続いていました。コロナ関連の補助金や診療報酬の加算のためコロナ患者を診療することで一時的に黒字になっていました。今回の診療報酬改定で診療報酬収入が激減しました。マイナ受付やDXに関連する費用が大きくかかり光熱費など物価の高騰もあり診療の継続が困難となると危惧しています。地域の小児科医療を守るためになんとかしたいですが閉院も考えています。小児科診療所への補助金と小児の診察料の増額が必要です。
- ・マイナンバーオンラインの様々なことにどんどん対応しなければならないことが、日々の業務を圧迫するくらいに心労になっている。オンラインが始まったことにより、セキュリティの問題もでてきた。物価は上がるが点数は上がらないので、従業員の給料を上げなければ辞めてしまうので、身を切って賃金上昇しなければいけない。

【その他】

- ・医療保険、介護保険、リハビリ・マッサージ保険の完全別立て化。交通費等、医療保険からの支払い中止。
- ・院内処方なので逆ざやがある。

15

回答結果について考察

【61%の事業所が今回の改定の影響で減収、49%の事業所が資金繰りについて「やや厳しい」「厳しい」と回答】

総回答数の内、61%の事業所が今回の改定の影響で減収、その内の96%の事業所が減収減益となっていると回答があった(表1)。2018年度～2023年度にかけて黒字事業所数は微減(表2)だが、資金繰りについては49%の事業所が「やや厳しい」、「厳しい」と回答している(表3)。借入金の返済が1%未満の事業所が35%(表4)あるにも関わらず、建て替えやリニューアルを10年以内に計画している事業所が全体の25%に留まっており、黒字ではあるが資金繰りが厳しく、建設費の高騰もあり、設備投資に資金を回す余裕がない事業所が多い事がコメントからも伺える(表5)。

16

回答結果について考察

【ベースアップ評価料や基本診療料の改定については、68%の事業所が不十分と回答】

人員体制については、27%の事業所については医師が不足、医師以外の職種についてはほとんどの職種で、約30%程度不足している状況であると回答があり資金繰りが厳しく、尚且つ人員不足に陥っている事業所が増加している様子が見える。

2024年度改定で医療従事者の賃金改善を目的として新設されたベースアップ評価料や基本診療料の改定については、68%の事業所が不十分と回答している（表6）。実際に、厚生労働省が10月28日に、2024年の賃金引上げの実態調査を公表しているが、医療・福祉分野の一人当たりの月額所定内賃金の引き上げ額は6876円（改定率2.5%）となった事が報告され、これは全産業の平均引き上げ額である1万1961円（改定率4.1%）と比べると下回る結果となっている。

17

回答結果について考察

今回の改定は、本体の0.88%のプラスではあったが、医療提供体制の維持にプラスの影響を及ぼしたとは言い難い。

【「廃業予定」、「地域医療体制の崩壊」などの声があがる】

アンケートには、「これ以上収入が減り、従業医の給与より院長の給与の方が少なくなれば廃業予定」「小児科診療所で赤字経営が続いている中、マイナ受付やDXに関する費用、光熱費などの物価高騰もあり診療継続が困難となると危惧している。」「毎回の診療報酬改定で今後は廃業になる予定」、「公立の医療機関にはある程度自治体から補助が必要。紹介する医療機関が減少しており心配」など、地域で医療活動をしていくことが困難になってきている状況が記載されていて、地域包括ケアの一翼を担うべき地域の医療体制が崩壊しかけている状況が伺える。また、医療従事者のベースアップについても、煩雑で不安定要素の強い加算ではなく、基本診療料の増額が望ましい、物価高騰に早期に対応できる仕組みが必要という声も上がっている。

18